

第2期中川村子ども・子育て支援事業計画

令和2（2020）年度～令和6年（2024）年度

令和2年3月

長野県上伊那郡中川村

第2期中川村子ども・子育て支援事業計画 目次

第1章 計画策定の概要

- 1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

- 1 人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 総人口・世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 出生数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4 子育て支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 5 ニーズ調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第3章 計画の内容

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
 - (1) 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
 - (2) 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
 - (3) 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第4章 施策の展開

- 1 地域における子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育の環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 4 子育てを支援する生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 5 仕事と家庭の両立支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 6 子どもの安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第5章 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策

- 1 市町村子ども・子育て支援事業計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 2 教育・保育提供区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
 - (1) 利用者支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
 - (2) 時間外保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	22
(4) 子育て短期支援事業	22
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	23
(6) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業	23
(7) 地域子育て支援拠点事業	24
(8) 一時預かり事業	24
(9) 病児・病後児保育事業	25
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	26
(11) 妊婦健康診査	26
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	27
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	27
5 教育・保育の一体的提供の推進	27

第6章 計画の推進

1 計画の周知	28
2 関係機関等との連携・協働	28
3 計画の実施状況の点検・評価	29

資料編

1 子ども・子育て会議委員名簿	30
2 中川村子育て5ヶ条	31
3 中川村教育・保育・子育て支援に関する利用希望調査結果報告書	別添

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と目的

少子化・高齢化の進行による人口減少社会を迎え、子どもの貧困問題や急速に進む情報化社会など、子どもの育ちや子育てを取り巻く環境は大きく変化してきています。このことから、若い世代が安心して子どもを産み育てることのできる地域を形成することが社会全体の重点課題となっています。

中川村では、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域全体での子育て支援や子どもが健やかに育つ環境づくりを行ってきました。保育園での保育事業、つどいの広場「バンビーニ」による地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業による子育て援助活動支援事業、「放課後児童クラブ」による放課後児童健全育成事業また、乳児家庭全戸訪問事業などの子育て支援事業を実施してきました。これらの事業を引き継ぎ、子ども・子育て支援を推進するために、令和2年度を始期とする「第2期中川村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

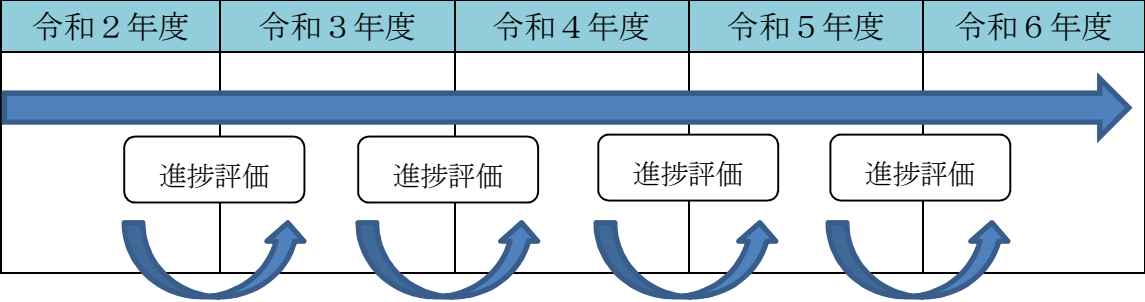
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

また、「中川村次世代育成支援行動計画」の基本的な考え方を継承し、最上位計画である「中川村第6次総合計画（令和2年度～令和11年度）」をはじめ、「第4次中川村男女共同参画計画（平成30年度～令和4年度）」、「中川村第2次食育推進計画（平成26年度～令和5年度）」、「中川村障がい者計画・障がい（児）福祉計画（平成30年度～令和5年度）」とも整合性を取ります。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

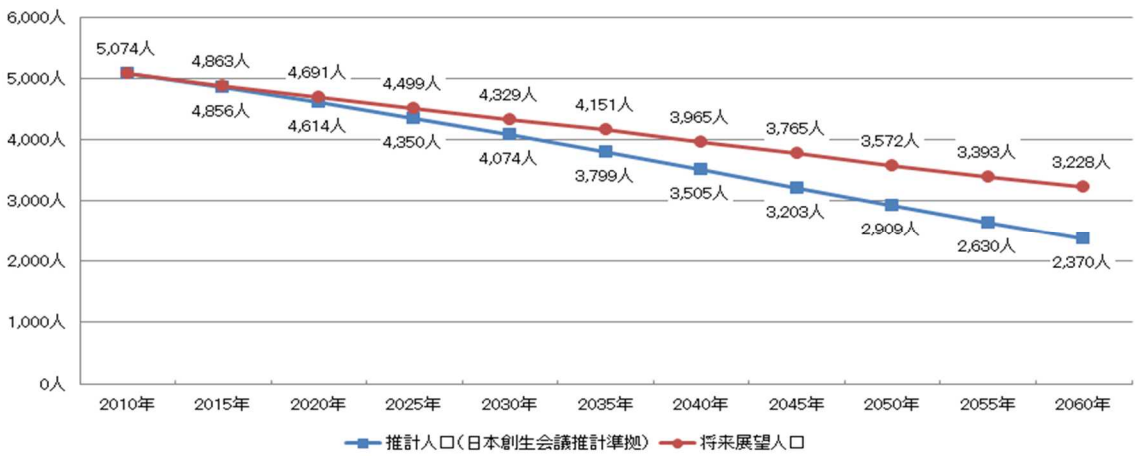
なお、状況の変化に応じて、計画の改善や見直しなど必要な措置を講じていきます。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口の推移

現在の少子化の傾向や特に若者の都市圏への人口流出が現在と同水準で推移した場合、中川村の人口は、平成27年（2015年）の約4,850人から令和42年（2060年）に2,300人程度まで減少するとの推計があります。



資料：中川村第6次総合計画

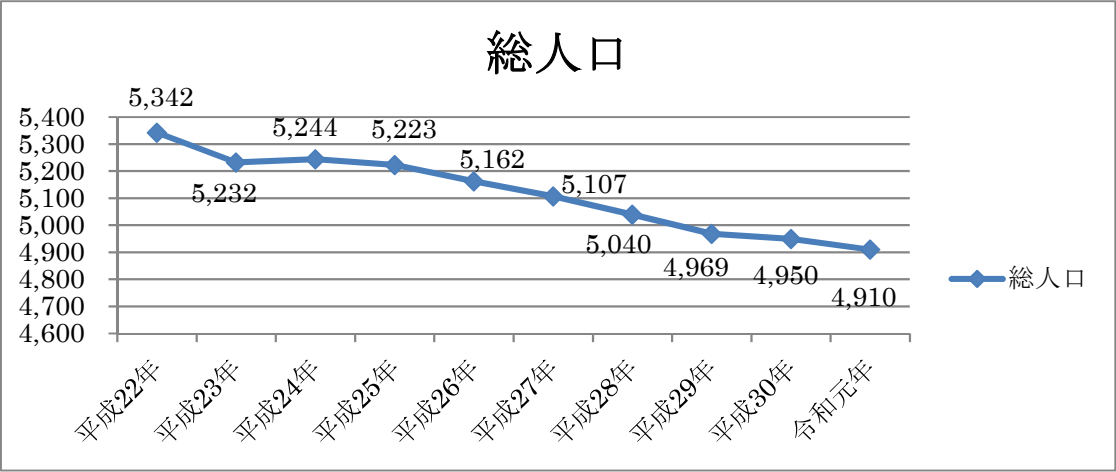
2 総人口・世帯の状況

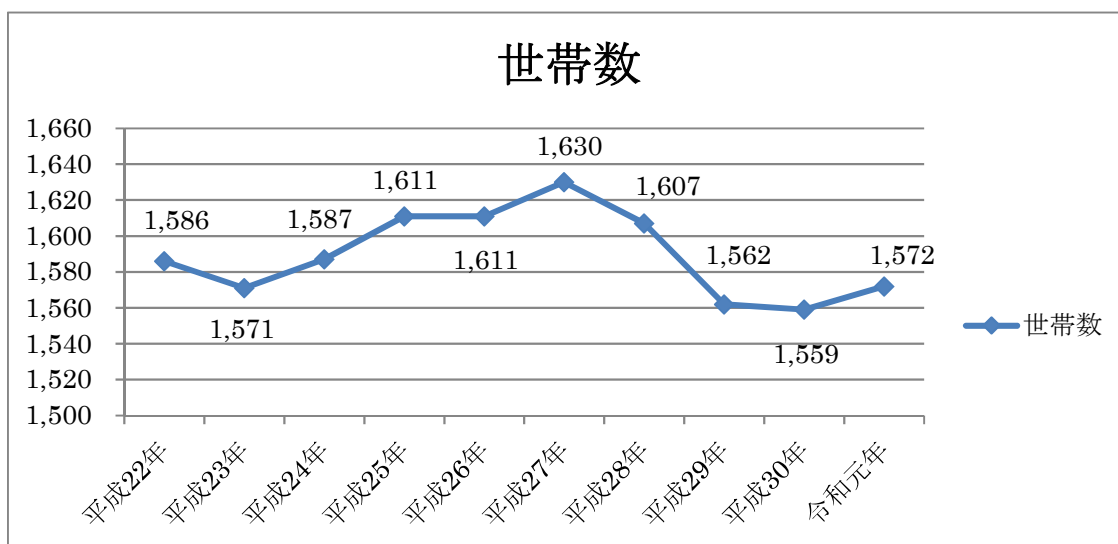
人口は減少傾向ですが、世帯数については、単独世帯の増加が要因となり、ばらつきがあります。

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
人口	5,342	5,232	5,244	5,223	5,162
世帯	1,586	1,571	1,587	1,611	1,611

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
人口	5,107	5,040	4,969	4,950	4,910
世帯	1,630	1,607	1,562	1,559	1,572

※各年4月1日現在
※人口には外国人住民含む
資料：住民基本台帳





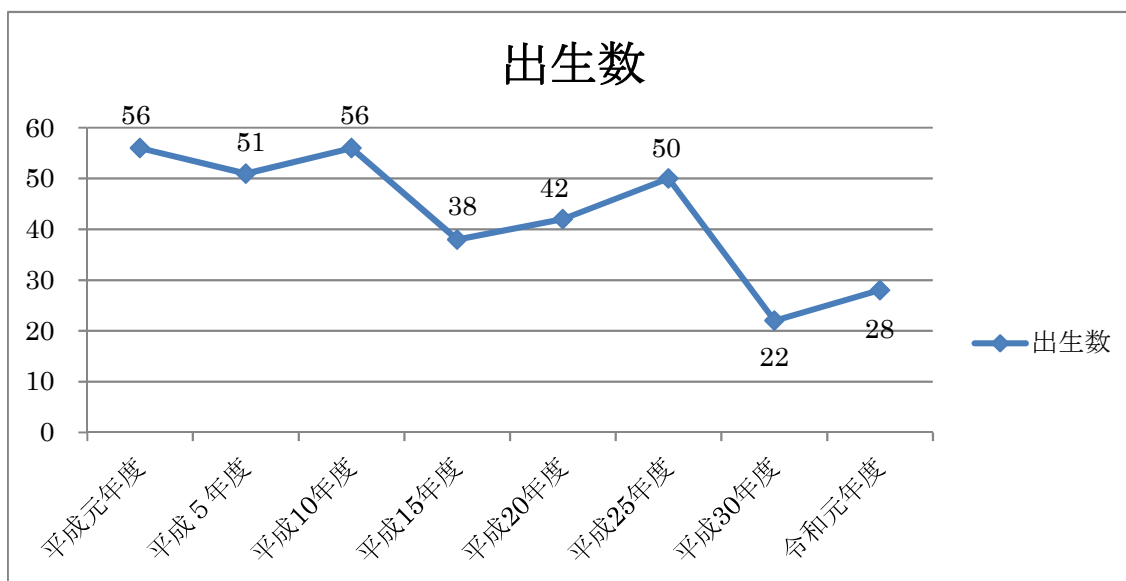
3 出生数

出生数は年度によりばらつきがありますが、平成元年度からみると段階的に減少傾向にあります。

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
出生数	32	47	26	50	27

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
出生数	30	35	39	22	28

令和元年度は令和 2 年 2 月末現在の出生数



4 子育て支援事業

(1) 教育・保育事業（保育園、幼稚園等）の利用状況

村内の教育・保育施設は、みなかた保育園、片桐保育園の2施設となります。
保育を必要とする家庭はこの2施設を利用しています。

みなかた保育園

各年度4月1日現在

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定員数（人）	75	75	75	75	75
利用者数（人）	70	59	60	51	55
0 歳	0	0	0	0	0
1・2 歳	10	8	5	9	10
3～5 歳	60	51	55	42	45

片桐保育園

各年度4月1日現在

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定員数（人）	115	115	115	115	115
利用者数（人）	95	98	98	94	100
0 歳	0	0	0	0	0
1・2 歳	16	21	18	19	30
3～5 歳	79	77	80	75	70

5 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の目的

この調査は、中川村の子どもとその保護者が置かれている環境及び教育・保育、子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、適切な「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定することを目的として実施しました。

(2) 調査方法

ア 調査地域・・・中川村全域

イ 調査対象・・・中川村在住児童（乳幼児～小学校4年生）の保護者

ウ 調査期間・・・平成31年2月1日から平成31年2月28日まで

エ 対 象 数・・・271人

オ 調査内容

（ア）家庭の状況

（イ）保護者の就労状況

（ウ）教育・保育事業の利用状況（就学前児童のみ）

- (エ) 子育て支援事業の利用状況
- (オ) 土曜・休日、長期休暇の教育・保育事業の利用希望（就学前児童のみ）
- (カ) 病児・病後児保育の利用状況・利用希望について
- (キ) 一時預かり等について
- (ク) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

カ 回収結果

(1) 就学前児童（乳幼児～5歳児）

対象者	配布数	回収数	回収率
0～2歳	88部	63部	71.6 %
3歳	26部	19部	73.1 %
4歳以上	51部	42部	82.4 %
合計	165部	124部	75.2 %

(2) 就学児童（小学生1年生～4年生）

対象者	配布数	回収数	回収率
小学校1年生	26部	16部	61.5 %
小学校2年生	26部	18部	69.2 %
小学校3年生	27部	20部	74.1 %
小学校4年生	27部	22部	81.5 %
合計	106部	76部	71.7 %

第3章 計画の内容

1 基本的な考え方

(1) 基本理念

『誰もが安心して子どもを産み育てることができる“なかがわ”』

『すべての子どもが健やかに成長することができる“なかがわ”』

父母その他の保護者は、子どもの養育に関する第一義的な責任を有するという基本的認識のもとに、地域で子育て世帯をサポートするため家庭、地域、学校、行政などが協働し、子ども一人ひとりがそれぞれの成長過程で必要な支援を受けられる子育て支援を目指します。

(2) 基本目標

子ども・子育て制度においては「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を推進していくこととなります。さらに、子育てと仕事の両立支援や、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援、児童虐待防止、ひとり親家庭や障がいのある子どもへの支援などについても重視されています。

中川村では、「中川村子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を継承し、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ基本理念を実現するために、次の7項目を基本目標とし総合的に施策を推進していきます。

ア 地域における子育て支援

イ 母性及び乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

ウ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育の環境整備

エ 子育てを支援する生活環境の整備

オ 仕事と家庭の両立支援

カ 子どもの安全の確保

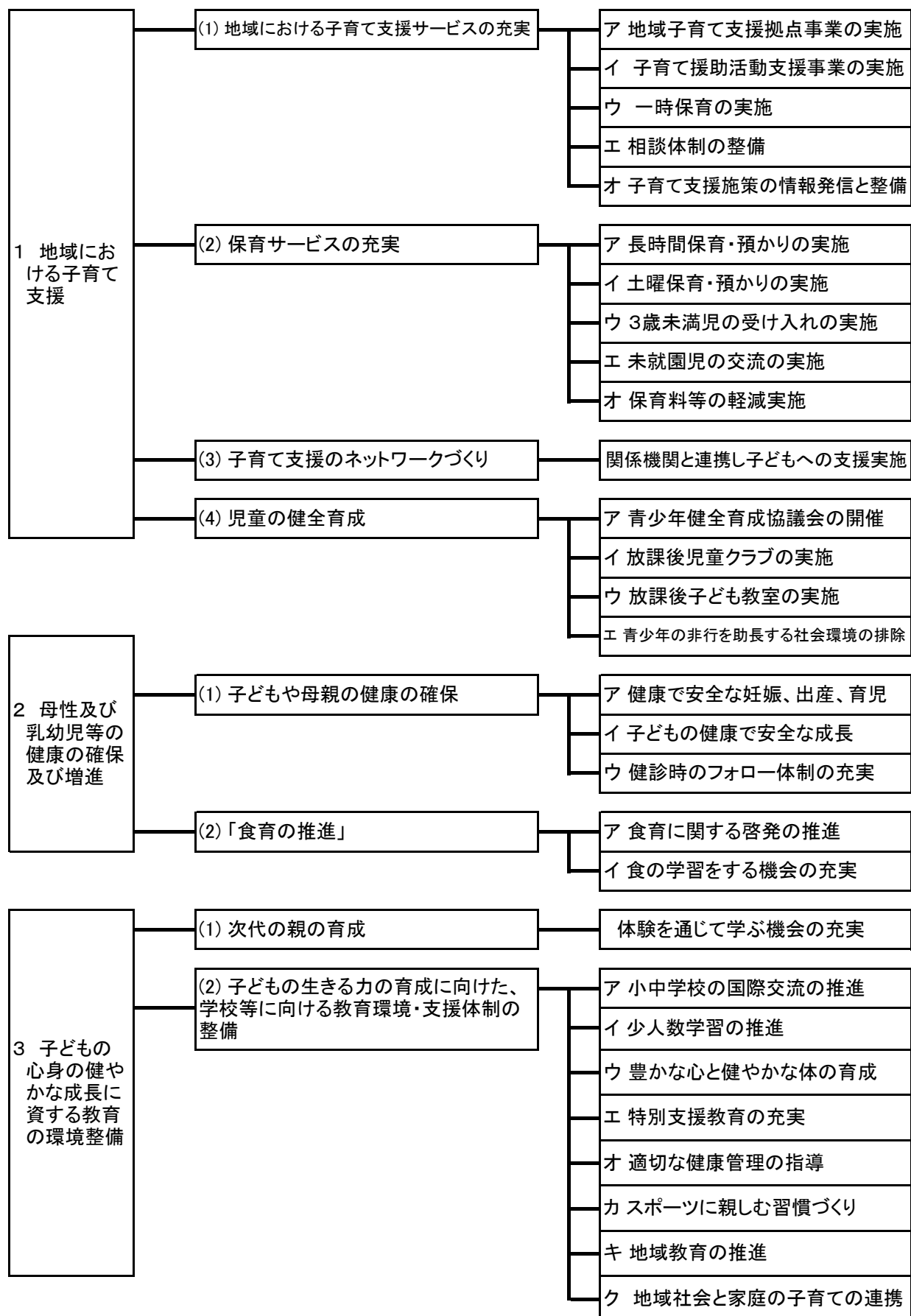
キ 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

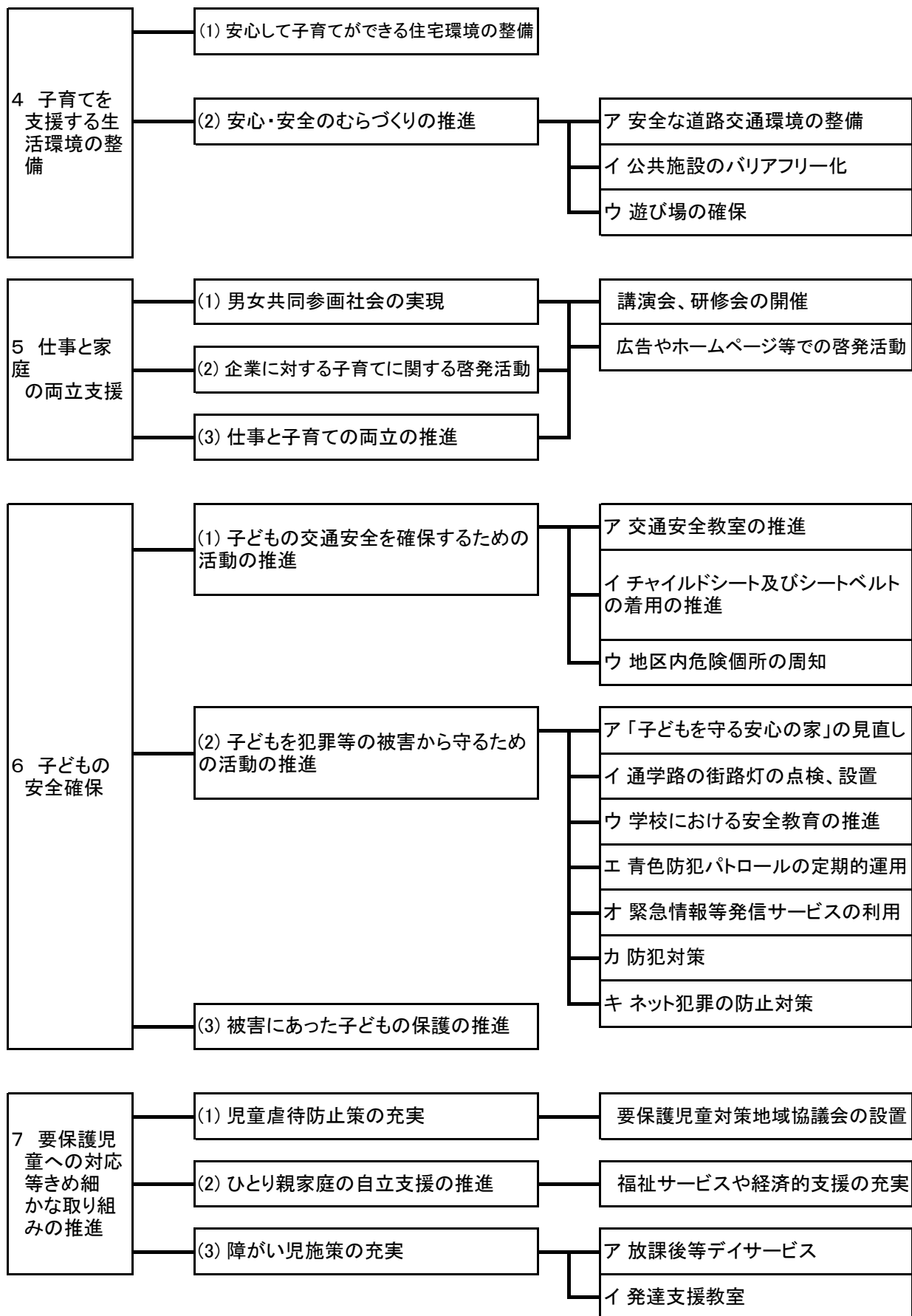
(3) 施策体系

【 基本目標 】

【 施策 】

【 取組 】





第4章 施策の展開

1 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

子育ては、第一義的には親の責任と愛情の中で行われるべきものですが、近年の社会情勢の中では子育てに対する不安や負担感が強まっており、男女共同の育児や支援の仕組みも不十分と言えます。

また、子育てをする親同士が悩みを相談し、問題点を共有しあう機会がまだ少なく、子育てに悩む親が見受けられます。

すべての子育て世帯を支援するために地域における様々な子育て支援サービスの充実を図り、必要な情報をわかりやすく発信するよう取り組みます。

ア 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業として、妊娠期、子育て期の保護者や子どもが気軽に集い情報交換や交流するとともに、子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てできる環境を整備する場として、つどいの広場「バンビーニ」の運営を継続します。

イ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（協力会員）をつなげ、相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を継続します。

ウ 一時保育の実施（NPO法人かつら）

利用者支援として引き続き「1時間当たり400円」を村内で一時保育事業を行う団体へ補助します。

エ 相談体制の整備

子育て中の様々な問題に対して専門的な立場からアドバイスができる保育士や保健師、家庭相談員を育成するとともに、子育ての情報提供や周知を行います。また、教育・育児相談についても気軽に相談のできる体制を整えます。

オ 子育て支援施策の情報発信と整備

令和2年4月から、中川村ホームページに「子育て支援サイト」を開設し、子育て支援サービスの情報発信・整備を行います。

(2) 保育サービスの充実

中川村での子育て支援は、保育園での長時間保育等のサービスや放課後児童クラブの放課後及び休校日の一時預かり事業を中心に実施してきました。

ア 長時間保育・預かりの実施

保育園における長時間保育を午前7時30分から午前8時まで、午後4時から午後6時30分まで行います。

なお、長時間保育については、時間延長の要望もあり、今後検討をします。

放課後児童クラブにおける学校休校日や長期休業時等の早朝預かりとして、午前7時30分から午前8時まで行います。

イ 土曜保育・預かりの実施

保育園における土曜日の長時間保育を午前7時30分から午前8時まで、午後0時から午後4時まで行います。

放課後児童クラブにおける土曜日の早朝預かりとして、午前7時30分から午前8時まで行います。

ウ 3歳未満児の受け入れの実施

平成25年度に片桐保育園の3歳未満児室を改修し、受け入れ定員を増加しました。保護者の就労等に伴い保育を必要とする子どもが安心して生活できるよう、引き続き3歳未満児の入所希望に応えます。

エ 未就園児の交流の実施

保育園開放日に合わせて未就園児と在園児が交流できる機会を持ち、親同士の交流や未就園児に集団生活を経験してもらえる場を設定します。

オ 保育料等の軽減実施

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が開始され、3歳児から5歳児までについては原則として全ての世帯、0歳児から2歳児までは住民税が非課税となる低所得世帯を対象に利用料が無償となりました。更に村独自として多子世帯の利用料負担軽減を引き続き図るとともに、副食費の一部補助を行います。

また、平成29年より放課後児童クラブの利用料については、多子世帯への負担軽減を図るため、一律だった利用料を同時利用の要件を設けず、同一世帯にいる18歳以下の兄弟数による利用料に改定しました。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

心豊かでたくましい中川村の子どもを育成するため、教育委員会が主体となって、小・中学校、社会教育、保健福祉課、保健センター、保育園及び児童クラブなどの担当者からなる「中川村子ども育成推進会議」が設置され、子どもの成長に伴う指導や援助に関わる情報交換や研究を行っています。

乳幼児から中学生まで、一貫した教育施策と関係機関と連携した取組の中で効果が発揮できるよう、引き続き中川村子ども育成推進会議を定期開催します。

また、子育て世帯で発生する様々な問題に包括的に対応できるよう、「子育て支援連絡会」、「中川村要保護児童対策協議会」、「中川村青少年健全育成協議会」、「子育て世代包括支援センター（保健センター内）」が連携します。

(4) 児童の健全育成

近年の情報の多様化、青少年犯罪の凶悪化・低年齢化やいじめや暴力、またインターネットやスマートホンの急速な普及やSNSの利用拡大など、青少年を取り巻く環境は危険とつねに隣り合わせの状況にあります。

次世代を担う青少年が地域社会や年齢の異なる集団の中で、地域の一員であることを自覚し協調性や自主性、社会性を身につけることが課題となっています。

青少年は地域社会で育むという観点から、青少年が心身ともに健全に成長できるよう、家庭、学校、地域、行政が連携して健全育成活動の推進を図ります。

ア 中川村青少年健全育成協議会を開催し、事業を実施します。

イ 保護者の就労等により適切な保護が受けられない児童に対し、適切な遊び場と生活の場を与える、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を引き続き実施します。

ウ 安全、安心な子どもの活動拠点として、放課後子ども教室を引き続き実施します。

エ 青少年健全育成の活動を活発に行い、青少年の非行を誘発・助長する恐れのある社会環境を排除し、健全な育成に向けた活動を強化します。

2 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

核家族世帯の増加や、子育てをする親の孤立による育児不安の増大が心配されます。妊婦や子育てを行う家族に対し適切な情報提供を行い、健やかな子どもを産み育てることができる支援が必要です。

また、子どもやその親のみならず家庭に対しても、健やかな心と体の成長や人間関係、生活習慣の確立を促すための支援を総合的に推進します。

(1) 子どもや母親の健康の確保

健康で安全な出産を迎えるには妊娠期の健康管理が重要です。安全で快適な妊娠・出産を確保するためには、妊娠早期から健康診査を受診し、適切な管理を行う必要があります。

また、身近で妊娠、出産、育児について相談ができずに孤立し、育児不安を抱える母親が増加する恐れがあります。妊娠から育児という経過の中で母親一人への負担が増大し心身ともに不安定な状態となると、虐待を引き起こす危険性も高まります。今後もすべての妊婦と話ができるよう、妊娠期に出産に関する学習をする機会を設け、安心して出産、育児ができるよう引き続き支援をします。

ア 健康で安全な妊娠、出産、育児

- ・ 妊娠初期（妊娠届時）からの学習体制の充実や、育児不安や育児困難を解消するための継続支援を行います。
- ・ 医療機関や助産院等で必要な回数の健康診査が受けられるよう、健康診査受診票を発行し健診費用の自己負担分の軽減を引き続き行います。
- ・ 退院後の母子に対して、心身のケアや育児サポート、必要に応じて産後ケアや乳房ケアを行い安心して子育てができるよう支援します。
- ・ 平成31年4月より母子手帳アプリ「なかがわっこナビ」を導入し、スマートフォン等で、妊産婦や子どもの健康データや予防接種などの記録や管理、地域の情報などが取得できるコミュニケーションツールを取り入れ支援の充実を図ります。

イ 子どもの健康で安全な成長

- ・ 全新生児の家庭に保健師及び栄養士がそれぞれ訪問し、育児相談や栄養相談を行い支援します。
- ・ 子と親の食に関する学習会を開催し、食から健康についての学習を継続して行い、同年齢の親子と関わる機会をつくります。
- ・ 歯科保健指導を乳幼児健診時に実施することにより歯の大切さ、虫歯予防の知識を繰り返し保護者へ伝えていきます。
- ・ 予防接種を実施し、子どもの健康を確保するとともに感染症の流行を防ぎます。また、予防接種のスケジュールを送付し、未接種者には個別通知を行い、接種率の向上に努めます。
- ・ 子育て世代の経済負担軽減と集団生活のインフルエンザまん延を防止するため、インフルエンザ予防接種料金の補助を検討します。

ウ 健診時のフォロー体制の充実

乳幼児健診の充実を図ります。全ての子どもが身体的、精神的、社会的に最適な成長発達を遂げることを助けるため、作業療法士等による個別指導や保護者への支援、助言を行い、必要に応じて専門機関へ繋がります。

また、継続的に見守りの必要な子どもや家庭に対しては、成長に応じて保育士や養護教諭等と協力し、切れ目のない支援を図ります。

(2) 「食育」の推進

食に関する知識や興味は家庭の中で自然と身につくものと思われていました。しかし、核家族化や個人の価値観、ライフスタイルの多様化等の理由により食に関する知識を得る場が少なくなってきました。

このような現状を改善し、必要な食育が行えるよう「中川村第2次食育推進計画」を進める中で、食育への関心が深まり、園児や小学生の朝食欠食率の低

下、学校給食の中川産食材の利用率増加など、食育への理解は進んできています。

食育についてより理解を深めていただくために、成長段階に応じた食に対する取組を強化します。

ア 食育に関する啓発の推進

年齢に応じた食育を啓発するよう、保健、福祉、教育分野をはじめとする様々な関係機関とのネットワークづくりと、情報の共有化や事業の連携を推進します。

イ 食の学習をする機会の充実

乳幼児健診で子どもの食や健康について個々の実態に合わせた支援を行います。また、食事指導を行います。

保育園や小中学校と連携しながら、食の大切さを学ぶ食育を展開します。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育の環境整備

少子化、核家族化、都市化や地域での人間関係の希薄化など、村民の価値観や生活様式が多様化してきています。こうした社会状況の中、子どもの成長には基本的な生活習慣が身につけていない、他者との関わりが苦手、自制心が十分に育っていない等の課題がみられます。

さらに、子どもの成長とともに親も成長できる喜びや生きがいを感じることに、地域社会との交流等推進していくことが必要です。

(1) 次代の親の育成

核家族化や少子化傾向の進行により、家庭で子育ての知識を得ることが難しくなってきました。近い将来家庭を持ち、子育てに関わるであろう子どもたちが、保育園での職場体験学習や宿泊学習、児童クラブなどでの異年齢交流や地域での奉仕活動を通して、子育ての楽しさや男女が協力して家庭を築くなどが体験できるよう関係機関と連携を図ります。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた、学校等における教育環境・支援体制の整備

学習の基本は、子どもが社会で自立して生きていけるよう、知識や技能、思考力や問題解決能力、集団の中で人と関わるコミュニケーション能力等を身につけさせることとされています。そのためには学校と家庭の連携を深め、子どもに合った学習機会の充実が重要です。

また、心と体のバランスに不安定さを抱える児童や生徒に関しては、関係機関と連携を取りながら保護者、児童や生徒への生活、学習支援を行っています。乳幼児期からの生活環境も影響してくるため、乳幼児期からの一貫した支援を行うことが重要です。

地域での学習活動の主体として公民館活動が行われており、年代を超えた幅広い事業が展開されています。しかし近年では若年層での参加者が減少しているため、地域、家庭、学校の連携により学習機会を多く取り入れていくことが、子どもたちの健やかな成長を支える大きな力となります。

ア 小中学校の国際交流の推進

英語活動指導員と外国語指導助手（ALT）による英語教育等を通じた国際交流の推進を継続します。

イ 少人数学習の推進

一人ひとりの学習状況を把握したきめ細かな学習・生徒指導を継続します。

ウ 豊かな心と健やかな体の育成

心と体のバランスに不安定さを抱える児童生徒に対し、関係機関と連携しながら相談体制の確立、支援の充実を図ります。

エ 特別支援教育の充実

小中学校それぞれの特別支援学級の継続と、必要に応じて特別支援教育補助員の配置を行います。

オ 適切な健康管理の指導

授業参観、学校だより等を通じて、家庭に対し基本的な生活習慣の理解を求めます。

カ スポーツに親しむ習慣づくり

楽しくスポーツに親しむ習慣の形成や少年スポーツの育成を担うクラブ活動を支援します。

キ 地域教育の推進

公民館事業を通じて、野外生活活動や伝統文化継承活動の推進を図ります。

ク 地域社会と家庭の子育ての連携

中川村子育て5ヶ条の推進や、挨拶運動、ノーメディア・タイムデイ、歩いて登下校等を通して心豊かでたくましい子どもの育成を図ります。

4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 安心して子育てができる住宅環境の整備

中川村では安心して子育てができる住宅環境整備のため、若者向け村営住宅等を建設し、子育て環境整備とともに若者の定住促進を進めてきました。

引き続き若者向け村営住宅の維持管理を行います。また、子育て世帯が継続して村内で暮らすことができるよう関係機関と連携しながら情報提供を行います。

[若者向け村営住宅の整備状況]

団 地 名	建設年度	戸数
アルプスハイツ中組	平成14年度	12戸
アルプスビュー沖町	平成16年度	5戸
ガーデンハウス中田島	平成17年度	5戸
パークハウス滝戸	平成21年度	5戸（一般世帯用）
サンライズ中田島	平成23年度	10戸
ガーデンハウス中田島Ⅱ	平成24年度	平屋建 6戸 2階建 3戸
ラ・メゾン中組	平成29年度	10戸

(2) 安全・安心のむらづくりの推進

村内の一般生活道路の多くは車道と歩道の区分がされていない箇所が多く、主要な通学路でも、十分な幅員が確保されていない歩道があり、修繕の必要な箇所もあります。

村内には、9箇所の都市公園の他、各地域に小公園があり、各種イベントなどにも有効活用されています。

ア 安全な道路交通環境の整備

主要な通学路における歩道の設置及び拡幅、グリーンベルト（歩行者帯）の設置等を推進します。

イ 公共施設のバリアフリー化

今後整備を計画する道路・公園などの公共施設については、引き続きユニバーサルデザインを基本にバリアフリー化に配慮します。また、既存の施設については実態を把握し、改善が必要な場合は整備します。

ウ 遊び場の確保

子どもたちが安心して遊べる公園施設を提供できるよう、安全管理・効率的な維持管理に努めます。

5 仕事と家庭の両立支援

男女がそれぞれの個性を生かし、能力を発揮することのできる男女共同参画社会を実現するには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加できることが求められます。「男は仕事、女は家庭」の意識と慣行は依然として残っており、固定的な役割分担に関する意識を変えると共に、仕事と家庭の両立を支援していくことが必要です。

平成30年度には中川村男女共同参画計画「ともに歩む21 パート4」を策定し、引き続き「誰もが自分の力を発揮して生きる地域」を目指す取組が進められています。

(1) 男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の実現をテーマとする講演会や研修会を開催し、意識の高揚を図るとともに、広報やホームページ等で啓発活動を積極的行います。

(2) 企業に対する子育てに関する啓発活動

従業員に対して育児休暇や子どもの看護休暇制度について知ってもらう機会を設ける等、男性を含めたすべての労働者の働き方について個々の意識改革を図ります。また、男性も含めた育児休暇が取得しやすい環境を考えます。

(3) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立が図られるよう、保育サービスや放課後児童クラブの実施内容等を広報やホームページ等で分かりやすく周知します。また、仕事と子育ての両立支援のための啓発活動を推進します。

6 子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

日々の生活では自動車等の利用が不可欠ですが、常に交通事故の危険が存在しています。交通事故から子どもを守るため関係機関と連携し、交通事故を防ぐ交通安全教育を実施します。

ア 交通安全教室の推進

子どもの年齢に応じた交通ルールやマナーを学ぶ教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。

イ チャイルドシート及びシートベルトの着用の推進

交通安全運動実施期間中に合わせて、チャイルドシートの正しい着用の徹底とすべての座席のシートベルト着用を推進します。

ウ 地区内危険箇所の周知

地区内にある河川や堤など子どもにとって危険な箇所の周知や注意喚起を、児童会及び地区懇談会を通じて行います。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

児童に対する誘拐や殺傷事件等が報道されています。犯罪や事故はどこで起きてもおかしくない状況であり、学校、地域、行政が連携して、犯罪の防止や安全を確保することが重要です。

ア 犯罪に遭遇した場合の緊急避難場所となる「子どもを守る安心の家」の見直し及び点検を行い、子どもが犯罪に遭遇しないよう地域全体で見守ります。

イ 関係機関と協議を行い、通学路に設置してある防犯灯を点検し、必要な箇所には設置を進めます。

ウ 学校における安全教育を一層推進し、児童や生徒の防犯意識の高揚を図ります。

エ 青色防犯パトロールの定期的な運用を行います。

オ 緊急情報等配信サービス（オクレンジャー）により、緊急時の即時情報発信を引き続き行います。

カ 防犯対策

保育園や学校等への不審者侵入に対し適切に対応するため、引き続き職員の危険時対応教育を行います。

キ ネット犯罪の防止対策

インターネットやSNSを悪用した犯罪に巻き込まれないよう、関係機関と連携し啓発を行います。

(3) 被害にあった子どもの保護の推進

不幸にも犯罪で被害を受けた子どもを支えるため、臨床心理士やカウンセラーの派遣を要請し、心のケア等に配慮します。

7 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

児童虐待は増加かつ深刻化の一途をたどっており、社会全体で対応しなければならない重要な課題となっています。中川村では「中川村要保護児童対策地域協議会」を設置し、乳幼児や児童、生徒に関わる機関で注意深く見守りながら、最善の対応をするために情報交換やケース検討会を行っています。

また、増加傾向にある、ひとり親家庭に対して、きめ細かなサービスの提供が必要であり、あわせて自立できる支援が求められています。

乳幼児健診時に、母子関係や子どもの発達に注視し、必要に応じて相談支援等を行います。また、学習障害（LD）、注意欠如/多動性障害（AD/HD）、高機能自閉症等、教育や療育の支援を必要とする子どもの早期発見、早期支援をしていくことが重要です。

(1) 児童虐待防止策の充実

乳幼児及び児童の虐待、育児放棄等を未然に防ぐため、関係機関で情報を共有し虐待の発生予防、早期発見に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭に対して福祉サービス等の支援を行うとともに、就業が困難な家庭に対しては経済的な自立を支援します。また、各家庭にあった子育てに関する情報を提供するとともに、担当職員等がきめ細かな支援を行います。

(3) 障がい児施策の充実

保健師、保育士の連携と適切な対応を図る中で相談体制の充実に努め、発達に不安のある子どもへの療育支援を行います。

ア 放課後等デイサービス

生活能力向上のための療育支援を続けることにより、障がい児（就学児）への自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。

イ 子ども発達支援教室の開催

未就園児（3歳未満児）対象療育支援「さくらんぼ」や、園児対象療育支援「おひさまクラブ」、また、保護者への「子育て教室（ペアレントトレーニング）」の実施を継続します。

第5章 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策

1 市町村子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町村は「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

利用見込み数や確保する定員は、施設の区分ごとに算出することとなります。その区分は「支給認定区分」と言い、以下のとおり区分されます。

認定区分	対象者	主な利用先
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望	保育園 認定こども園

2 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件や人口などの社会的条件をはじめ、教育・保育の利用状況や施設整備状況等を総合的に勘案し「教育・保育提供区域」を設定します。

また、教育・保育提供区域ごとに「量の見込み」、「確保方策」を計画するものとされています。

中川村では2号及び3号認定（保育利用）については、地理的状況や人口規模、現在実施している状況から、従来どおり「大草・葛島地区」、「片桐地区」の「2区域」とします。

地域子ども・子育て支援事業に係る区域については、基盤整備や事業の実施上の効果などを総合的に勘案し「村内全域」を1つの区域とします。

3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 需要量の見込みと確保方策

アンケートの結果、児童数の推計結果をもとに国の考え方に基づく「量の見込み」の算出方法を参考にしながら、村の実情を鑑み算出した需要量は次のとおりです。

年度：令和

年 度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1号認定 (3～5歳児 教育のみ)	量の見込み(a)		1	1	1	1	1
	確保 方策	利用定員					
		村 外	1	1	1	1	1
		計(b)	1	1	1	1	1
	差(b)-(a)		0	0	0	0	0
2号認定 (3～5歳児 保育の必要性 あり)	量の見込み(a)		102	115	103	94	83
	確保 方策	利用定員	132	132	132	132	132
		村 外	0	0	0	0	0
		計(b)	132	132	132	132	132
	差(b)-(a)		30	17	29	38	49
3号認定 (0歳児 保育の必要性 あり)	量の見込み(a)		4	7	8	8	9
	確保 方策	利用定員	10	10	10	10	10
		村 外	0	0	0	0	0
		計(b)	10	10	10	10	10
	差(b)-(a)		6	3	2	2	1
3号認定 (1～2歳児 保育の必要性 あり)	量の見込み(a)		34	22	25	27	29
	確保 方策	利用定員	48	48	48	48	48
		村 外	0	0	0	0	0
		計(b)	48	48	48	48	48
	差(b)-(a)		14	26	23	21	19

※3号認定(0歳児)については、満1歳の誕生日を迎えた児童

村内には、認定こども園、幼稚園の設置はないため、1号認定の利用については村外の施設での対応となります。2号・3号認定については、みなかた・片桐両保育園、また必要に応じて近隣市町村の施設で対応します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

ア 事業概要

子どもまたは保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業

イ 量の見込み

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所	1	1	1	1	1
確保方策	1箇所を実施				

ウ 確保方策

保健センターで実施します。平成28年度から妊娠期から子育て期において生じる孤立感や負担感を解消し、安心して子育てが継続できるよう「母子保健型」の利用者支援事業を保健センターで実施しています。

(2) 時間外保育事業

ア 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において保育を実施する事業

イ 実績

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用人数	104	82	119	110	122
利用箇所	2	2	2	2	2

令和元年度は令和2年2月末現在の利用人数

ウ 量の見込み

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	100	103	97	92	87
利用箇所	2	2	2	2	2
確保方策 (施設数)	2	2	2	2	2

エ 確保方策

みなかた・片桐両保育園で実施します。保護者の就業率上昇や核家族世帯の増加のため、保育時間延長のニーズが高くなってきています。今後、利用時間について検討していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

ア 事業概要

小学校に在学する児童のうち放課後や長期休業等の学校休校日において、保護者が就労等で不在のため適切な保護が受けられない児童に対し、適切な遊び場及び生活の場を与えて健全な育成を図る事業

イ 実績

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用延人数	6,515	6,948	7,579	7,856	6768
施設数	1	1	1	1	1

令和元年度は令和2年2月末現在の利用人数

ウ 量の見込み

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	1	1	1	1	1
低学年(人)	75	66	63	55	61
高学年(人)	47	52	45	47	40
合 計	122	118	108	102	101
確保方策	1	1	1	1	1

エ 確保方策

「中川村児童クラブ」で実施します。両校の児童が交流する良い場となっていますので、現状どおり1箇所での運営を維持していきます。また、利用に際しての「巡回バス」の利用を継続します。

(4) 子育て短期支援事業

ア 事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

イ 実績

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用人数				5	2
利用か所				1	1

令和元年度は令和2年2月末現在の利用人数

ウ 量の見込み

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	2	2	2	2	2
利用箇所	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

エ 確保方策

村内には適当な施設がないため、平成30年度より「たかずやの里(伊那市)」、「慈恵園(豊丘村)」、「風越寮(飯田市)」と委託契約し当村からの利用が可能となりました。引き続き、事業を委託していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

ア 事業概要

生後4か月までの乳児のいる2すべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

イ 実績

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用人数	31	35	38	18	35
確保方策	1	1	1	1	1

令和元年度は令和2年2月末現在の利用人数

ウ 量の見込み

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問人数	31	30	30	30	30
確保方策 (保健師数)	1	1	1	1	1

エ 確保方策

保健センターで実施します。保健師の家庭訪問と共に管理栄養士の訪問(生後3か月)も継続していきます。

(6) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業

ア 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

子どもを守る地域ネットワーク強化事業は、要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、関係者の専門性の強化と、ネットワーク機関の連携強化を図る取組を実施する事業

イ 量の見込み

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問人数	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

ウ 確保方策

保健センターで実施します。

支援が困難な世帯が生じた場合には、関係する担当と連携し対応します。

また、子どもを守る地域ネットワーク強化事業により、関係機関相互の連携強化を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

ア 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として、つどいの広場「バンビーニ」において、子育てについての相談、情報の提供及びその他の援助を行う事業

イ 実績

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数	1	1	1	1	1
延利用人数①	3,345	3,594	4,118	4,334	3,783
延利用人数②	2,433	2,641	3,021	3,290	2,849

※「延利用人数①」は村内外児童、「延利用人数②」は村内外保護者の人数

令和元年度は令和2年2月末現在の利用人数

ウ 量の見込み

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用人数	1,989	1,989	1,999	1,980	1,931
確保方策 (施設数)	1	1	1	1	1

※「量の見込み」の算出は村内児童のみ算出

エ 確保方策

つどいの広場「バンビーニ」で実施します。

(8) 一時預かり事業

ア 事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間一時的に預かり必要な保護を行う事業

イ 実績

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用人数 (かつら)	15	31	32	18	116
延利用人数 (森のこびと)	26	53	50		

令和元年度は令和2年2月末現在の利用人数

ウ 量の見込み

(年間延べ利用人数)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園児対象 預かり保育	0	0	0	0	0
上記以外	22	21	20	20	19
確保方策	1	1	1	1	1

エ 確保方策

NPO法人かつらで実施します。

利用者支援として引き続き「1時間当たり400円」の補助を行います。

(9) 病児・病後児保育事業

ア 事業概要

病児及び病後児について、病院または保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業。

イ 実績

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用延人数		6	19	8	20
確保方策 (施設数)	0	1	1	1	1

令和元年度は令和2年2月末現在の利用人数

ウ 量の見込み

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	13	13	13	13	12
確保方策 (施設数)	1	1	1	1	1

エ 確保方策

現在村内には施設がないため、平成28年度より駒ヶ根市「すずらん病児保育室」へ業務委託しています。今後、要望の多い下伊那郡への業務委託も検討を進めていきます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

ア 事業概要

乳幼児や児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡及び調整を行う事業

イ 実績

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用人数				68	168

令和元年度は令和2年2月末現在の利用人数

ウ 量の見込み

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	101	99	97	95	91
確保方策	1	1	1	1	1

エ 確保方策

平成30年度から中川村ファミリーサポートセンター（事務局はバンビーニ内）で実施しています。

利用者支援として引き続き「1時間当たり400円」の補助を行います。

(11) 妊婦健康診査

ア 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として「健康状態の把握」、「検査計測」、「健康指導」を実施するとともに、妊娠期間中に必要な医学的検査を実施する事業

イ 実績

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
妊婦数 (人回)	613	682	862	514	557
確保方策 (施設数)	1	1	1	1	1

令和元年度は令和2年2月末現在の利用人数

ウ 量の見込み

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦数	620	600	600	600	600
確保方策	1	1	1	1	1

エ 確保方策

保健センターにて把握に努めます。母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査の内容や必要性について周知し、受診を促進します。

また、必要な回数の妊婦健診が受けられるよう「健康診査受診票」や「産後乳房相談助成券」を発行し、健診費用の自己負担分の軽減や産後ケアの充実となるよう引き続き取り組みます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

ア 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加費等を助成する事業

イ 確保方策

該当となる世帯の把握に努め、事業の検討を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

ア 事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

イ 確保方策

必要に応じて調査・研究を行います。

5 教育・保育の一体的提供の推進

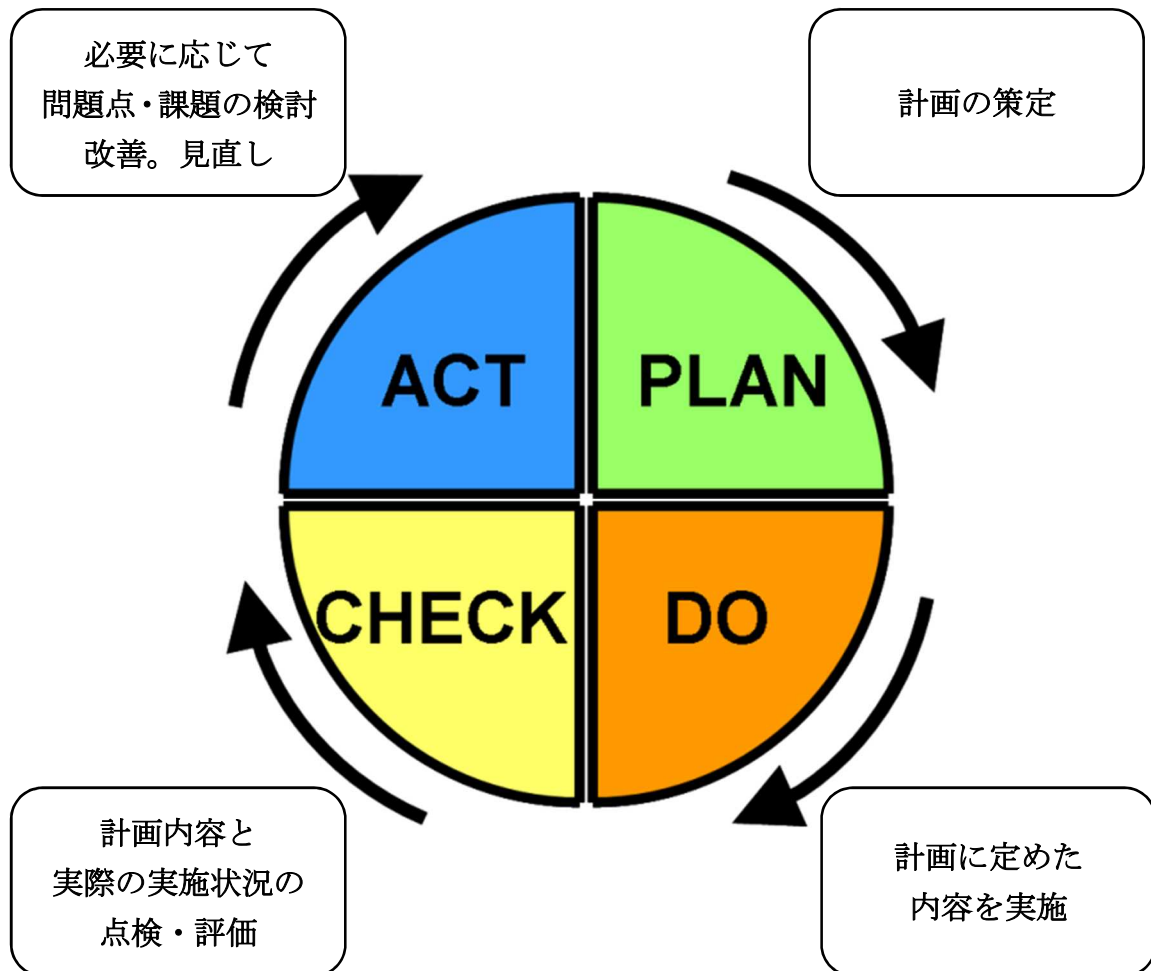
(1) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

自らが行う保育について、常に子どもの視点に立ち職員一人ひとりが保育実践や研修などを通じて保育の専門性を高めるとともに、職員相互の共通理解を図り協働性を高めていきます。

また、関係機関及び団体等が実施する研修に積極的に参加します。

第6章 計画の推進

本計画をより実効性のあるものとして推進するため、「中川村子ども・子育て会議」において、計画の実施状況について点検・評価をし、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、計画の改善や見直しなど必要な措置を講じていきます。



1 計画の周知

子育て家庭や子育てに係る関係団体をはじめ、多くの村民の理解と協力が重要となるため、計画については村ホームページなどで広く周知します。

2 関係機関等との連携・協働

基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、行政等が相互に連携・協働しながら取り組むことが重要です。

関係者それぞれの立場で適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的な関わりを持ち、子育てを地域で支える体制を整えていきます。

3 計画の実施状況の点検・評価

計画に定められた施策の実施状況を年度ごとに点検・評価をするとともに、利用者からの声を聴きながら満足度や要望などを把握していきます。必要な情報は村民に周知しながら、今後の計画の推進や見直しに反映していきます。

中川村子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	備 考
中川村議会議員	柳生 仁	
中川村教育委員	下平 裕司	会長
中川村教育委員	下平 千津子	
中川村民生児童委員	竹沢 久美子	副会長
中川村民生児童委員	米山 京子	
中川村小中学校 P T A 連絡協議会	鈴木 崇哉	
二園保育園連絡協議会	安富 郁勇	
二園保育園連絡協議会	東金 千春	
中川村児童クラブ	宮澤 己江	
つどいの広場 「バンビーニ」	矮松 芳栄	

第2期中川村子ども・子育て支援事業計画

令和2年（2020）年度～令和6年（2024）年度

発行日／令和2（2020）年3月

発 行／中 川 村

〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草 4045-1

TEL（0265）88-3001（代表）

編 集／中川村役場 保健福祉課



1

早寝 早起き 朝ごはん
生活リズムは 生きる力

2

日々積み重ね 家庭学習
予習 復習 継続は力なり

3

野外で活動 元気な子
群れ 遊び 家の仕事で たくましく

4

あいさつ 読書で 豊かな心
ゲーム テレビから ぬけたそう

5

はずむ団らん 家族の絆
みんなの話題で 安心 信頼

平成24年 2月 制定

中川村子ども育成推進会議

中川村保健福祉課 中川村保健センター 中川村教育委員会 中川中学校
中川東小学校 中川西小学校 みなかた保育園 片桐保育園
中川村公民館 中川村図書館 中川村児童クラブ

参考（子ども向け5ヶ条）

めざせ！ いい子ども

い ^{いのち}命のもと ^{はやね}早寝 ^{はやお}早起き ^{あさ}朝ごはん

い ^{いちにち}一日 ^つ一日 ^{かさ}積み重ね ^{かていがくしゅう}家庭学習

こ ^{こがい}戸外の仕事 ^{しごと}遊びで ^{あそ}たくましく

ど ^{どくしょ}読書 ^{あいさつ}あいさつ ^{こころ}すなおな心

も ^{いちど}もう一度 ^{かんが}考えよう ^{かぞく}家族の絆 ^{きずな}

